富良野市閑散期誘客対策事業補助金

【目　的】

・意欲ある市民や市内事業者・団体等が新たに行うイベントやその広告宣伝等に対して支援し、閑散期における観光客等の誘客につなげることを目的とします。

【補助交付金額】

補助率	補助金限度額
市長が認めた補助対象経費の 1/2 以内	30 万円

※補助対象経費の総額が 10 万円未満となった場合は、この補助金の対象外となります。
　→　事業効果が小さいと判断します。
※補助対象事業によって得られる収入がある場合は、その分を控除した額の 1/2 となります。
※予算に限りがありますので、なくなり次第終了します。

【対象者】

・富良野市民や富良野市内に事務所を有する事業者等で構成される組織・団体等

【対象となる事業】

・新たなイベントを上記の対象者が実施するもので、次の対象要件すべてに合致するものとします。

対象要件
・４月、５月、10 月、11 月、３月の閑散期に実施すること（ただし、ゴールデンウィーク期間は除き、その期間は別に定める）。 ・事前申し込みによって特定の参加者のみが参加・体験等をするものではないもの。 ・イベントの開催時間が２時間以上であること。 ・富良野市の魅力向上につながるイベントであること。 ・事業実施により、観光客等の誘客につながると見込まれるもの。 ・イベント会場に十分な収容能力があり、収容制限を設けていないこと。

※新たに立ち上げてから３回目までのイベントを対象とします。
※閑散期の誘客が目的であるため、どんなイベントでも対象になるわけではありません。必要に応じ聞き取りなどを実施し事業内容を精査します。

【対象となる経費】

・イベント実施に必要だと市長が認めたもので、証拠書類等によって金額が確認できる経費とします。
※交付決定日以降に発生したものに限ります。

【対象とならないもの】

・次の経費は対象外とします。
　(ｱ) 備品購入費（ただし、取得価格 10 万円未満のもので、リース・レンタルが困難なものは除く）
　(ｲ) 食糧費（飲食費）
　(ｳ) 原材料費
　(ｴ) 交際費
　(ｵ) 謝礼（ただし、出演等に係る謝礼は除く）
・他の補助金等の助成を受けたときは、この補助金の対象とすることはできません。
・過去にこの補助金を受けたことがある事業は対象にすることができません。

【申請フロー】

1 申請

補助対象事業に着手する 14 日前までに、次の書類一式を提出してください。

①	申請書（別記第１号様式）	
②	申請者確認書類	②－１　富良野市民の証明→住民票（抄本）（有料） ②－２　事業者の場合→法人登記事項証明書（有料） ②－３　団体の場合　→団体の所在地を記した規約等 ※発行して３か月以内のもので、いずれも写しで問題ない。
③	事業計画書（別記第２号様式）	・金融機関から借入する場合、その額も記入する
④	その他必要と認める書類	必要な場合は、別途富良野市より指示あり

2 補助金の交付決定

書類審査後、補助金の交付が決定したら、市から連絡し、「補助金交付決定通知書」をお渡しします。書類審査には、４日～７日程度かかります。

3 変更

申請内容に変更が生じた場合は、相談のうえ速やかに次の書類を提出してください。

(1) 事業内容が大幅に変更になったとき

①	変更承認申請書（別記第４号様式）	
②	事業計画書　　（別記第２号様式）	申請時に提出したものから変更箇所がわかるように記入

※注意！　変更により補助目的に合致しなくなった場合、交付決定を取り消すことがあります。

(2) 事業を取りやめたとき

①	中止・廃止承認申請書（別記第５号様式）	

(3) 計画期間内に完了しないまたは遂行が困難になったとき

その旨を市長に報告して指示を受けてください。

4 実績報告

補助事業の完了後 60 日以内に、次の書類を提出してください。

①	実績報告書（別記第６号様式）	
②	事業実績書（別紙第２号様式）	
③	支払いを証明する書類	請求書、領収書、振込用紙、通帳の写しなど
④	成果物または成果物の写真	
⑤	その他必要と認める書類	必要な場合は、別途富良野市より指示あり

5 補助金の確定

申請どおりの事業内容が確認できれば、市内部で補助金の確定手続を行います。手続きが済みましたら、市から申請者へ連絡し、「補助金確定通知書」をお渡しします。

6　補助金の請求

補助金の確定通知を受け取ったら、速やかに次の書類を提出してください。

①	請求書（別記第８号様式）	
②	振込口座を確認できる書類	銀行名・支店名・口座名義・口座番号が確認できるもの ※通帳の表紙を見開いたページの写し　など

※注意！　補助金の振込先口座は、申請事業者または申請者ご本人の金融機関口座に限ります。

7　補助金の振込

補助金の請求が確認できれば、市で振込手続きを行います。
振込日は、請求書提出日からおおよそ 14 日～30 日です。